

【アンケートで寄せられた主な質問に対する回答】

1) 指定管理者制度及び指定管理者公募について

項番	質問	回答
1	「育成センター」をなぜ公募にするのか	「西宮市の施設に係る指定管理者の選定手続等に関する条例」第2条では、指定管理者の募集については「公募しなければならない」と規定されています。さらに本市の「指定管理者制度運用指針」では「公募方法については民間事業者が持つノウハウを最大限に活用する機会を得るために原則公募による」としております。
2	「育成センター」は指定管理者制度になじまないのではないか	学童保育事業については政令市では約8割、中核市の約5割が「公設民営」または「民設民営」で運営されており、指定管理者制度で運営されている施設も多数あります。
3	なぜ「公設公営」ではないのか	西宮市の育成センターは父母や地域の方が「民設民営」されていた学童保育の事業を昭和57年に市立の育成センターとして一元化し、西宮市社会福祉協議会に管理委託する「公設民営」により発足しました。このように西宮市の育成センターはその始まりから市の直営（「公設公営」）であったことはなく、常に「民営」により運営されてきました。
4	これまでの公募の経緯について説明してほしい 今回はいくつのセンターが公募にかかるのか	本市育成センターの管理運営は以前は管理委託制度により西宮市社会福祉協議会が運営しておりましたが、平成18年度より指定管理者制度を導入し、2年間は全センターの指定管理者を非公募として社会福祉協議会が管理運営することとしておりました。平成20年度から2年間は津門・広田・瓦木・用海の4センターの指定管理者を公募し、残りのセンターを非公募としました。平成22年度から公募のセンターは指定期間を4年とし、平成20年度に公募した津門・広田・瓦木・用海に加え、今津・平木・瓦林・浜脇の指定管理者を公募しました。残りの32センターの指定管理者は非公募で指定期間を2年間としております。前回指定管理者公募を行った8センターは指定期間が平成20年～23年度となっているため今回の公募の対象とはならず、今年度末で指定期間が終了する32センター（前回非公募）より4箇所を公募対象としました。
5	指定期間があるのはなぜか	指定管理者制度では社会経済情勢の変化に伴う指定管理業務の見直しも必要となることから、一定の指定期間を定めることになっています。
6	指定期間の非公募2年、公募4年の違いは何か	公募のセンターについては事業運営の安定性を考慮して、指定期間を4年としております。なお、非公募で引き続き西宮市社会福祉協議会に運営をお願いするセンター（28か所）については指定期間を2年とし、2年ごとに4～5箇所程度を順次公募へと切り替えていきます。
7	最終的には全センターを公募の対象とするのか	条例及び運用指針の趣旨に則り非公募の施設は順次公募に切り替えていき、最終的に全センターの指定管理者を公募する方針です。
8	公募の是非について、市はどのように評価したのか	平成23年3月に実施しました保護者アンケートにおける保護者の意見、指定管理者から市への提出を義務づけている毎月の事業報告書、各センターにおける事業運営状況、指定管理者の事務局の対応などを総合的に評価しました。その結果、公募により新たに事業運営を行なうことになった指定管理者において、事業運営上の問題は発生していないと判断しています。このような経過から、公募対象施設を拡大することとしました。
9	決定した指定管理者を拒否することができるのか	指定候補者選定委員会で選定された指定候補者は12月市議会の議決を経て、指定管理者として決定しますので、利用者が拒否することはできません。

2) 公募する施設の選定について

項番	質問	回答
1	現状に満足しているのになぜ公募対象となったのか 公募して欲しい施設をアンケートにより募集すればいいのではないのか	育成センターの指定管理者については市の方針において行う公募であるため、施設の選定は市の責任で行うこととしています。
2	なぜこのような選定方法を取ったのか	公募制の導入にあたっては平成20・22年度と同様に市内の南部地域をJR線と阪急今津線の交点で4ブロックに分けブロックごとに1施設ずつを公募対象として選定しました。
3	公募の対象となっても、拒否できるのか	市の方針において公募を決定しており、利用者の皆さんに公募の是非を諮って決めるものとはしておりません。

3) メリット・デメリットについて

項番	質問	回答
1	単にコスト削減だけなのではないか 営利目的になると困る	指定管理者の公募にあたっては経費削減のみを目的とするのではなく、同じ経費で、よりサービス向上を図ることができることを期待しています。運営については、あくまでも市の条例・規則に基づき行われるため、営利目的になることはありません。
2	何がメリットなのか、何がサービスの向上なのかかわからない また、誰がメリットを受けているのか	指定管理者を公募することにより、多様な運営主体の活力やノウハウを活用することができ、効率的な運営や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供が期待できます。その結果、利用者や子供たちがメリットを受けることができるものと考えています。
3	公募のデメリットについて説明して欲しい	指定管理者を公募した結果、新たな事業者が選定されますと、各センターの指導員が変わります。その点が、児童や保護者の方にとっての不安要因であることは市も十分認識しています。そのため、事業者による説明会や引継ぎ時における合同保育を通じて、育成センターの運営に関するご意見や要望を取り入れていきたいと考えています。
4	民間の方が優れているのか 本当に高い専門性を持っているのかかわからない	指定管理者の選定は、より優れた運営を行なうことが可能であるかという観点で行いますので、応募団体の業種によって判断するものではありません。
5	市民のニーズをどのようにして把握しているのか	各センターの運営委員会の委員長で構成される「育成委員会」には市の担当課長・係長が出席し、各施設における諸課題を把握しています。さらに、神戸YMCAの担当者とも連絡を密にして、育成センターの様子の把握に努めています。また、保護者からの苦情、要望なども直接受け付けており、保護者ニーズの把握にも努めています。
6	指導員が変わることが一番のデメリットではないか 4年ごとに指導員が変わるのは不安である	公募の結果、新たな事業者が選定された場合には、24年1月から2月にかけて事業者による説明会を開催するとともに、3月の1か月間は引き継ぎ期間として、前回同様、新旧の事業者による合同保育を実施します。その中で保護者や子供たちの不安を解消し、新たな事業者への切り替えをスムーズに行いたいと考えています。

4) 応募する団体について

項番	質問	回答
1	どのような企業・団体が指定管理者に応募できるのか	留守家庭児童育成センターに関する市条例や規則、要綱などに基づいた運営が可能な団体であれば指定管理者になることができます。西宮市では下記のアからウまでのいずれかの要件に該当するものとしています。 ア 学童保育の運営に1年以上の実績があり、現に運営を行っている団体。イ 幼稚園、保育園(認可の有無は問いません)若しくは児童福祉施設の運営に3年以上の実績があり、現に運営を行っている団体。ウ 学童保育に類する事業の運営に3年以上の実績があり、現に運営をおこなっている団体。さらに、緊急時に通報を受けてから60分以内に責任者が現場に到着できるなど、西宮市内での業務に支障がないことを条件としています。
2	社協が受けたセンターの中で「公募」と「非公募」でどのような差があるのか	西宮市社会福祉協議会が運営する育成センターは、施設により個性はありますが、基本的な運営においては、公募・非公募の差はないものと認識しています。
3	公募に頼らず、社協そのものをサービス向上させるように指導を強化すべきではないか	指定管理者を公募することにより、さまざまな事業者が参入し、事業者相互が切磋琢磨してサービスが向上することを期待しています。ご指摘の指定管理者への指導については、公募・非公募に関わらず、必要な指導については今後行ってまいります。
4	応募団体がなかったら、どうするのか	応募がない場合は、非公募により、現在、指定管理者となっている団体の中から、妥当な団体に運営をお願いすることになります。
5	想定している業者のノウハウを具体的に教えてほしい	教育指導に関する技術や実績、利用者ニーズの把握と迅速な対応、危機管理や安全対策に関する対応、その他事業の管理・運営に関する技術などについて、優れた実績を持つ事業者の参入を期待しています。
6	前回応募したYMCA以外の事業者を教えてください また、どんな業者が応募してきたのか公表されるのか	前回は、YMCA以外では、学童保育もしくは保育園運営の実績がある株式会社3社から応募がありました。なお、応募があった事業者名については、事業者選定後に公表する予定です。
7	選考前に応募事業者から直接説明を受けられないのか	選定が終了するまでの間は、公平・公正な選定が阻害されないよう、応募団体については一切公表できません。ただし、指定管理者が決定した後、24年1月から2月にかけて、事業者による運営説明会を開催する予定です。その説明会には、市も同席し、利用者の皆さんの意見・要望を直接事業者が聞くこととなります。

5) 育成センターの運営について

項番	質問	回答
1	民間企業が参入してきた場合、学校の協力は得られるのか	留守家庭児童育成センターは、学校内に設置されていることから、運営にあたっては、学校関係者にも協力いただけるよう、市から教育委員会や学校長へ十分に説明を行っています。
2	障害児の数など、個々の実績に応じた運営がなされるのか心配	障害児に対する加配職員の配置については市の要綱に基づいて適正に配置されます。
3	利用料は上がらないのか おやつ代は変わらないのか 入所決定権は市が持つのか	利用料は市の条例に定めており、利用料の決定及び徴収は、今後も市が行います。おやつ代は、行事費を含め月額2500円に統一されており、指定管理者が各センターごとに保護者から徴収しています。実費相当分を徴収しているため、基準額を変更する予定はありません。なお、留守家庭児童育成センターの利用決定は現在も指定管理者が行っています。
4	市はどのように指定管理者を指導監督するのか	現在、指定管理者からは、毎月、事業報告書に基づき事業運営内容や予算執行状況について報告を受けているほか、保護者からの苦情・要望なども直接受け付けており、保護者ニーズの把握にも努めています。これらの状況に応じて必要な指導・監督を行っていきませんが、今後さらに監督・指導機能を強化するよう、努めていきます。
5	育成センターの規則等はあるのか	指定管理者の公募に伴う条例・規則・要綱等の変更予定はありません。
6	すべてバラバラの団体が運営者となった場合、公平性は保てるのか	基本的な保育サービスについては、各施設共通の一定水準を確保する必要があると考えています。そのうえで、保護者ニーズに対応した付加価値サービスを提供できるのが指定管理者制度のメリットであると考えています。
7	土曜日など、責任者である市にどのように連絡がつくのか	指定管理者の事務局では、土曜日でも現場からの連絡にすぐ対応できるような体制を取っています。また、指定管理者と市の間においても緊急時の連絡体制を確立しています。
8	事故が起きたときの責任は市にあるのか、業者にあるのか	事故の程度にもよりますが、原則として指定管理者で対応していただきます。各事業者が傷害保険等に加入していますので、その範囲で対応することになりますが、大きな事故の場合は、市が責任を持って対応いたします。このことについては、公募・非公募を問わず同様です。
9	指定管理者が変わると建物は建て替えてもらえるのか	留守家庭児童育成センターの新設・改修については、市が待機児童の状況や今後の児童数の推移を参考にして整備計画を立案しています。

6) 満足度調査及び神戸YMCAについて

1	指定管理者がYMCAに変わったセンターの保護者の評価はどうか？	平成23年3月に実施しました保護者アンケートにおける満足度は10点満点で、用海の平均が8.6、浜脇が7.6といずれも高い評価を得ていると考えております。
---	---------------------------------	--

7) 引継ぎ保育、指導員の処遇など

1	引継ぎ期間が短すぎるのではないかと（せめて半年～1年は必要）	これまで1か月の期間を設けて引継ぎを行いましたでしたが問題は発生していません。円滑に新しい事業者への引継ぎができたことから、今回も1か月の引継ぎ期間を予定しています。
2	指定管理者が変わった場合、今までの指導員はどうなるのか	事業者が変わった場合、指導員は配置転換となりますが、指導員の雇用は継続されます。

8) 選定委員会について

1	選定委員はどのように選ばれるのか	育成センターだけではなく、健康福祉局の施設について選定を行う選定委員会であるため、専門分野や過去の実績などを考慮して選定されます。
2	選定委員の中に保護者や指導員等関係者が入っていないのはなぜか	指定管理者の選定は公平かつ公正に行われる必要があります。選定については利害関係のない第三者により行われる必要があることから選定対象となる団体の職員である指導員やその施設の利用者である保護者などの当事者が選定委員となることは適切でないと判断しています。
3	選定委員会にどのようにして保護者の意見を反映されるのか	育成センターの運営に関する保護者の要望を文書で選定委員会に伝え、事業者のヒヤリングにおける参考資料にしたいと考えています。

次頁へ続く

前頁の続き

4	選定委員会や選定基準は公開されないのか	指定管理者を選定するには審査項目等を設定した上で、指定候補者選定委員会で審査を行います。選定結果については選定後には①対象施設、②応募者数、③指定候補者として選定した団体、④選定理由、⑤選定経過を公表する予定です。
---	---------------------	---

9) その他（指定管理者の破綻など）

1	指定管理者が破綻した時の対応はどのように考えているのか	指定管理者が破綻した場合は事業運営が中断しないよう、緊急措置として市の職員を配置し、事業を実施する一方で、速やかに新しい事業者を選定します。
2	失敗した自治体の例を把握しているのか	帯広市の指定管理者の事例や東京都の認証保育所の事例がありますが、このような事例は極めてまれなものであると考えます。
3	市の保育方針、保育理念を明確にしてほしい	子どもたちの健全育成とそれによる保護者の就労を支援することが重要であると考えています。